育 公

三重県教育委員会

目 次

三重県社会教育委員の任命及び委嘱について 生 涯 学 習 室 1頁 人事異動 教育関係事業補助金等交付要網の一部改正 予 算 経 理 室 1 頁 お知らせ

人 事 異 動

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例(昭和24年三重県条例 第37号) 第3条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員を任命・委嘱しました。

平成16年6月1日

三重県教育委員会

任命 (辞令年月日:平成16年6月1日)

田 端 千鶴子

委嘱(辞令年月日:平成16年6月1日)

米 田 奈緒子

田 部 知代子

石 原 義 剛

馬場

伊藤 彰 男

伊藤 力行

お 知 ら せ

平成16年5月28日付け三重県公報第1577号により、教育関係事業補助金等交付要網の一部改正について、次の ように告示されました。

三重県告示第468号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年5月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要網(昭和52年三重県告示第52号)の一部を次のように改正する。 別表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項を第2号の項とし、

全国学校体育研究協 議会・全国学校体育

委員会

| 全国中学校体育大会三重県実 行委員会

同表第 4 号の項 (E) の欄中 | 研究大会三重県実行 | を | 全国高等学校体育連盟研究大 | に改め、

会実行委員会

東海地区体育施設連絡協議会

1

同項を同表第3号の項とし、同表中第5号の項を第4号の項とし、第6号の項から第8号の項までを1項ずつ繰り上げ、第9号の項及び第10号の項を削り、第11号の項を第8号の項とし、第12号の項及び第13号の項を削り、第14号の項を第9号の項とし、第15号の項から第19号の項までを5項ずつ繰り上げ、第20号の項を削り、第21号の項を第15号の項とし、第22号の項から第24号の項までを6項ずつ繰り上げ、第25号の項から第27号の項までを削り、第28号の項を第19号の項とし、第29号の項を削り、同表第30号の項(C)の欄を次のように改め、同項を同表第20号の項とする。

人権教育推進のため市町村 が設置する人的配置に要す る経費

別表中第31号の項を第21号の項とし、第32号の項を削り、第33号の項を第22号の項とし、第34号の項を第23号の項とし、第35号の項を第24号の項とし、第36号の項を削り、第37号の項を第25号の項とし、第38号の項を削り、第39号の項を第26号の項とし、第40号の項を第27号の項とし、第41号の項を第28号の項とし、同表に次のように加える。

29	心の教室相 談員活用事 業補助金	中学生が悩み等を気軽に話せ、 ストレスを和らげることがで きる「心の教室相談員」を配 置し、生徒が心のゆとりを持 てるような環境の提供を図る。	相談員活動に要する経費	教育長が別に定める。	市町村又は一部事務組合
30	フリースクー ル等民間施 設との連携 推進事業補 助金	市町村教育委員会とフリース クール等民間施設との連携を 推進することにより、不登校 児童生徒の活動スペースの拡 大を図る。	市町村教育委員会 がフリースクール 等民間施設の活動 を支援し、及び連 携を推進するのに 要する経費	教育長が別に定める。	市町村
31	訪問指導サポート事業 補助金	市町村による訪問指導の推進 充実を図ることにより、不登 校児童生徒の社会的自立を支 援する。	教育支援センター (適応指導教室) 等が訪問指導員を 不登校児童生徒の 家庭に派遣するの に要する経費	教育長が別に定める。	市町村
32	住民主体の 人権教育推 進事業補助 金	市町村において住民主体の人 権教育の推進を図る。	市町村が住民主体の人権教育を推進するために行う事業に要する経費	教育長が 別に定め る。	市町村

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金 等から適用する。

			発			行	:		Ćn Ril
R 100	津	市	広	明	町	1 3	番	地	印 - 柳 有限会社第一プリント社
	Ξ	重	県	教	育	委	員	会	有限去社第一フリンド社